

唐船事御書付

中 村 睦 美

今回紹介する史料は、山口県文書館架蔵の毛利家文庫二八防寇18に収められている唐船漂流に関する記録の一部である。

形態は、五分冊からなっていて、法量縦29・2 cm横22・5 cm、袋綴装、紙擦四穴、料紙は和紙である。5の1「唐船事御書付」目録4丁・本文98丁、5の2「唐船事御書付」目録3丁・本文95丁、5の3「唐船事御書付」目録3丁・本文89丁、5の4「唐船事御尋一卷」目録1丁・本文83丁、5の5「唐船打拂心得之記」目録2丁・本文63丁である。

内容は、享保二（一七二七）年から享保十一（一七二六）年までの唐船に関する問合せを含めた書付と享保十五（一七三〇）年の打払心得の記録である。

今回その全容が判るように、五分冊の目録をあげた。そのうちの四分冊目「唐船事御尋一卷」の中の「享保四年亥十一月、蓋井嶋二打拂間違之趣於江戸・長崎御尋之事」をとりあげる。

唐船の漂流は、すでに江戸時代初期の寛永期からみられ、打払いの対象にされていた。享保期になると、萩藩や支藩の長府藩の領海にも頻繁に現れるようになった。本史料はその中の一例である。

享保四年十一月十五日と二十五日の二度に涉って、長府藩領の豊

浦郡蓋井嶋（現下関市）沖で発見された唐船に対し打払いを行った。この事実を萩藩から派遣されていた役人から萩藩府に報告された。報告を受けた萩藩府が情報を収集して関係諸機関（江戸・長崎・大坂）に報告した。

ここで打払いの際、打間違いとしているのは、「唐船緩水際打候様ニ」と通達しているのに、打方役人は唐船本体を狙って打ち、唐船に命中させているという間違いを二度も犯したことを指す。そのことに対し長崎奉行所から説明を求められ、萩藩から長崎へ中間預中川嘉右衛門が報告に出向いている。そうして以後、こういった間違いがないよう周知徹底するようということである。

なお、翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

一 本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上、現行では詰めた。

一 翻刻に当たり、本文中に適宜句読点（、）と並列点（・）を付した。

一 変体仮名（江、而、者、茂、与）等は、原文では小さく書かれて

いるが、同じ大きさにした。

一欠字、平出は原文通りとせず、紙面の都合上、前の文字・行に続けた。

一文中の誤字・脱字については、訂正・挿入してあるものを入れ切った。

一頁の終わりは(〇)で印した。

一船用語について、本文の後、ごく一部説明を付した。

(目録)

毛利家文庫 28 防寇 18 5の1 唐船事御書付

一享保二酉年、長崎御奉行石河土佐守殿江唐船漂流ニ付被得御内意候趣

一同年四月、久世大和守様も被差出候唐船追拂最初御書附

一同年七月、石河土佐守殿江唐船も水薪迄候節之御問ヶ條

一同年八月、久世大和守様も被差出候悪船召捕之御書付

一同年九月、小倉役人青柳弥三右衛門持参悪船召捕之覚書

一同年十一月、久世大和守様も被差出候打払御問書附

一同年十二月、戸田山城守様被差出候唐船鉄炮打掛候御書附

一享保三年戌正月、赤間関之外御領分ニ而打拂之御問書附

一同年二月、長崎御目附渡辺外記殿打拂御見分之節御演説并御書付

一同年三月、久世大和守様も被差出候唐船退兼候哉否之段、再往御

尋之御書付

一同年三月、於長崎渡辺外記殿唐船増減御注進之儀、御演説之趣

一同年三月、渡辺外記殿も被差出候御三領役人、弥可申合由之御口

上書

一同年三月、渡辺外記殿打拂御吟味有之、小倉御越之御覚書

一同年四月、戸田山城守様も被差出候唐船江一町程も鉄炮打中候様ニ与之御書付

一同年五月、井上河内守様も被差出候鉄炮ニ而打拂候致方宜敷由之御書附

一同年五月、堅田安房・渋多見舎人向後打拂一領切之趣、取遣之書翰

一同年五月、渡辺外記殿も被差越候鉄炮ニ而打拂致方宜敷由之御書附

一同年五月、井上河内守様も小笠原右近将監殿江被差出候追船四

五艘程差出、夜中可打拂由之御書附

一同年八月、渡辺外記殿も被差出候唐船為利潤可乘戻哉与之御口上書

一同年八月、山縣市左衛門小倉渡海打拂一途申談之覚書

一同年九月、渡辺外記殿も被差出候於唐津唐船も致方之御書付

一同年九月、井上河内守様も被差出候赤間関之冲唐船漂流御尋之御書付

一同年十一月、青柳弥三衛門赤間関渡海打拂申談之覚書

一同年十一月、渡辺外記殿も両度被差出候遠海唐船之御口上書

毛利家文庫 28 防寇 18 5の2 唐船事御書付

一享保四年亥正月、長崎御目附渡辺外記殿も被差出候朝鮮船漂着之

冲江前々唐船漂流有之哉之御書附

一同年二月、打方役并八幡方役渡辺外記殿御相對可有之由之御書附

一同年二月、渡辺外記殿も被差出候唐船重而漂流候者稠敷打破候様

ニ与之御書付

- 一 同年二月、渡辺外記殿に被差出候夜中稠敷打拂候様ニ与之御書附
- 一 同年三月、従公儀渡辺外記殿江被仰渡候御書附御文段抜書
- 一 同年三月、渡辺外記殿に被差出候前々打拂之通心得候様与之御口上書
- 一 同年三月、渡辺外記殿御帰府之節被指「出候致形成能節打拂候様与之御書附
- 一 同年五月、於長崎御目付寛新太郎殿手強打拂致様有之間敷哉与御演説之趣
- 一 同年七月、寛新太郎殿手強打払有之候之様ニ与御演説之趣
- 一 同年八月、寛新太郎殿村上又右衛門江御相對之趣
- 一 同年八月、於長崎石河土佐守殿に被差出候、先打拂相止候様ニ与之御書付
- 一 同年十月、長崎御奉行日下部丹波守殿小倉御着之節被仰渡候打拂之御書付
- 一 享保五年子正月、日下部丹波守殿於小倉被仰渡候趣ニ付、御問ヶ條
- 一 同年二月、長崎御目附平岩七之助殿「被指出候、此已後唐船儀近繋り候共、船板打破候様可有之時節、打候様ニ与之御書附
- 一 同年四月、井上河内守様「被差出候御調略御書附
- 一 同年六月、井上河内守様江向後打拂之儀如何可被成御心得哉之段、被仰出候趣
- 一 同年七月、井上河内守様「被差出候長府」御領打拂、御前領之通与被仰出候御書付
- 一 同年七月、小笠原右近將監殿江被差出候、此上者追拂候様子を見せ退散候歟、模様能候者稠鋪打拂候様ニ与之御書付

- 毛利家文庫 28 防寇 18 5の3 唐船事御書付
- 一 享保五年子十月、長崎御奉行石河土佐守殿御下之節、赤間関ニ而被仰渡候三段之御書付
- 一 同年十月、平野十郎右衛門長崎被差越候節、唐船儀近ニ而之打拂之儀、御問せ被成候趣
- 一 同年十一月、伊原藤兵衛長崎罷越、夜中打拂難成段相窺候趣
- 一 同年十二月、戸田山城守様「被差出候、為他領共見掛次第打拂候様ニ与之御書附
- 一 享保六年丑閏七月小笠原右近將監殿、浦図書江御相對被仰聞候趣書
- 一 同年十月、長崎御奉行日下部丹波守殿御下之節、於小倉唐船不圖漂来候者、稠鋪打拂候様ニ与御演説之趣
- 一 享保七年寅三月、日下部丹波守殿「此節洋中唐船流寄候者、船人共召捕候様与之御書状
- 一 同年九月、石河土佐守殿御下之節、於赤間関此先唐船不圖之節者、一入稠敷打拂候様ニ与御演説之趣
- 一 享保八年卯五月、小笠原右近將監殿御演説之趣并小倉申談之覚書
- 一 同年五月、於江戸日下部丹波守殿末近九左衛門江唐船打拂之間相ニ候者、稠敷打拂候様ニ与御演説之趣
- 一 同年六月、水野和泉守様「被差出候洋中之唐船見掛次第、打拂候様ニ与之御書付
- 一 享保九年辰十月、石河土佐守殿御下之節、小郡津市ニ而被差出候前方之趣を以、稠敷」打拂候様ニ与之御覚書
- 一 享保十一年午九月、水野和泉守様「被差出候抜買筋之船ニ候者、打拂出帆難成趣候者、長崎江送り候様ニ与之御書附

一同年十月、長崎御奉行三宅周防守殿御下之節、於小倉唐船打拂出帆不仕候者、書翰通達候様ニ与御演説之趣」

毛利家文庫 28 防寇 18 5の4 唐船事御尋一卷

一享保三年戊閏十月、於長崎御目附渡辺外記殿長崎御軍役之儀御尋之事

一享保四年亥十一月、蓋井嶋ニ而打拂間違之趣、於江戸長崎御尋之事

一享保十一年午八月、須佐浦ニ而打拂之儀、於江戸長崎御尋之事

毛利家文庫 28 防寇 18 5の5 唐船打拂心得之記

享保十五年十月、三宅周防守殿長崎御下之節、於小倉被仰聞候趣付而、向後唐船打拂之心得一事

一十月十八日、三宅周防守殿長崎御下之節、於大里兼重五郎兵衛・大多和惣兵衛・諫早清左衛門江、周防守殿被仰聞候趣之事

一十一月十四日、兼重五郎兵衛小倉罷越、市川惣助も此已後唐船打拂之儀相述候付而、五郎兵衛も茂及挨拶候趣之事」

一十一月、筑前若松在番役川嶋左助江、兼重五郎兵衛も聞合之書状返翰之事

一十一月十四日、市川惣助も相述候趣ニ付而、十二月廿六日兼重五郎兵衛・小笠原仁左衛門・河内太郎右衛門小倉罷越、惣助長尾半

太夫・平松与二左衛門江相對申談、并小倉心得之筋聞書之事

一十二月廿九日、長府打方役江申談之書立相渡、追而返答書持參之分、写並」御密々之儀申聞候事

一唐船打拂之儀付而、打方物頭江對シ御書付被差出候事
一打方心得窺書并唐船漂流出帆打拂之節、御届大概書之事
付り鉄炮玉目之儀窺書之事

(本文)

享保四年亥十一月、長門國豊浦郡蓋井嶋唐船漂流打拂聞違御尋之一卷

一十一月十五日、蓋井嶋も三四里程沖唐船一艘漂流ニ付、彼嶋在番物頭都野弥右衛門早速打船乗出打拂仕候、其後同廿二日、於同前同様之打拂仕候事」

長門國豊浦郡蓋井嶋之沖、十一月十五日、唐船一艘漂來打拂仕候覺

一十一月十五日未之上刻、筒役船五艘筒役之者十人乗組、式拾目・三拾目玉之抱筒、五拾目・百目玉之大筒等稠敷打掛申候

一唐船江之間合式三町程も鉄炮打掛候處、手向等一圓不仕、早速子之」方江出帆仕、段々遠罷成帆影茂不相見候

一玉数取合凡四五拾放程打申候
一唐船帆廻り上棚江者玉打當候哉、船中騷候躰ニて逃行申候

以上
十一月十五日」

右之趣を以江戸・長崎・大坂江御届相成候事
長門國豊浦郡蓋井嶋之沖、十一月廿二日唐船一艘漂來打

拂仕候覺
一十一月廿二日、筒役船五艘筒役之者十人乗組、式拾目・三

十目玉之抱筒、五拾目・百目玉之大筒等唐船江式三町程之」間相ニ而稠敷打掛、玉数凡三四拾放も打候内、唐船江茂玉

打當候哉、唐人騷候て船底江逃込、俄弥帆を卷申西之方江逃行、段々遠罷成帆影幽ニ相見候内及暮、翌朝見分仕候節

者帆影茂相見不申候

以上

十一月廿三日

右之趣を以、江戸・長崎・大坂江御届相成候事

右十五日、打拂之御届有之候節、従長崎之御返答ニ、先日於小倉者唐船之緩水際等打抜候様ニ与申候、是者常躰之追拂ニて候、今一往様子御申聞候様ニと申来候、依之御中間預中川嘉右衛門江様子被仰合、長崎」被差越候、左記之

一嘉右衛門儀、十二月三日萩出足被仰付、同七日朝長崎令着、翌八日御奉行所罷出、取次藤村多甚江致相對口上申入候処、蓋井嶋沖唐船打拂候趣、用人を以可承由被申との儀ニて、坂本丈太夫罷出申候者、先頃蓋井嶋之沖唐船打拂之儀御家老中も御注進御座候處、前廉丹波守於小倉御役人衆江被申達候筋与違申候付」御為茂いか、敷、丹波守も江戸江之御注進難相成候付、今一通り被仰聞候様ニ与御家老中江先頃申入候、依之御自分様被差越候通、御家老中も御直答ニ被仰越候、蓋井嶋沖唐船打拂之趣、拙者承候様ニと申付候由申候事

嘉右衛門申候者、前廉御注進申上候通にてハ江戸江御注進難被遊由、御尤千萬奉存候、且又此方為茂不宜与」之儀、乍惶御心入之儀奉存候、此趣罷帰家老共江申聞候者可奉承悦候、被仰下候様ニ先頃於小倉民部大輔家来役人共被召出、段々被仰渡候趣家老共致承知、蓋井嶋在番之者江御念を入申付置候、此度之打方打拂一通り之様ニ被聞召候由御尤奉存候、右之様ニ於小倉被仰渡候通、唐船緩水際等打抜」兎角唐船痛ニ相成候様ニ打可申段重畳申付置、彼嶋役人茂兼

而其心得ニて居候、然處ニ去月十五日、蓋井嶋も三四里程沖ニ唐船一艘繫船仕候、其日ハ平波ニて打方之船茂自由ニあつかひ相成天氣相にて御座候、然者夜中迄繫船可仕程茂難計、其上及晩景候者風立可申様子ニ相見候故、打方役人」漁船ニ乗移、釣舟等ニまきれ唐船江間二三町程迄乗寄、不意ニ鉄炮打懸申候處、唐船早速出帆仕、折柄追風ニ罷成逃行申候故、何とそ船之緩水際打抜可申与、心懸、五拾目・百目玉之筒を茂打申候へ共、追風ニて逃行申候船故、横之方打候事成兼申候、尤少々ハ横も茂打申候船之鱧・ほさ棚・上棚江者玉」打當、ほさ棚ハ打破候与相見候、一里程之間ハ唐船間近打舟を押懸申候處ニ、唐船帆数を上ヶ順風ニて逃行候故、おのつから遠さかり候

丈太夫申候者、被仰聞候通左様茂可有御座候、然共丹波守被申渡候筋ニちかひ候、唐船緩水際打候様ニとの儀ニ候處、打方御役人衆いか様ニ被相心得、舟之鱧・ほさ棚・上棚打被申候哉、其日は平波之由ニ」候へ者、漁船之扱茂自由ニ可相成事ニ候之處、いか様之儀ニて右之通候哉と申候

御不審御尤奉存候、洋中懸引委細難申盡候、最前申残候唐船蓋井嶋沖繫船仕、打船乘懸候時節、引潮ニ而上之方江潮引候故、唐船之めうし北江向候付、打方之船ハ唐船之取梶之方へ乗寄候處、唐船ニて打船との間塩境へ乗かゝり、唐船水際波高」目當茂違候付、水際打抜候儀不相成候、尤最初打懸候玉ハ皆唐船横之方江打懸候へ共、水際江打當候段ハ槌ならず候、上棚江ハ槌ニ玉當り候与相見候、夫も唐船さハき帆数を上ヶ、順風ニて逃行申ニ付、一里程之間無透

間追かけ、式拾目・三拾目・五拾目・百目玉之筒打懸、慥
ニほさ棚打破候与相見候、玉行を考候得者上棚帆廻を」打
通し、唐人茂迷惑可仕与被存候由申候

丈太夫申候者、被仰聞候通左様も可有御座候、然共廿二日打拂之
御注進茂御座候、是亦右之行かゝりニ御座候哉、様子被仰聞候様
ニと申候

廿二日之打拂茂能間相無御座故、同様之打拂ニて御座候由
申候へハ、丹波守江可申聞候、御自分様ニハ打」方御役人
ニて御座候哉と相尋候付、打方役人ニて御座候、此度ハ不
罷出候得共、前廉罷出候儀茂御座候、乍序御自分様へ申入
置候、蓋井嶋邊之儀ハ荒波之所ニて、平生渡海茂むつかし
く御座候故、此已後打拂仕候共、海上之程ニより不任心底
注進延引仕、家老共も御注進申上候儀、速々仕儀茂可有御
座候間、兼而左様被聞召置被下候様ニと申候へ者、委細
致承知候由申、丈太夫罷立候

一丈太夫追而罷出段々之趣、丹波守江申聞候へ者、右之趣御自分も
口上書ニ御認被差出候様ニと被申候由申候

奉得其意候、罷下口上書相調持參可仕由挨拶仕罷下、翌九
日之朝口上書相調、丈太夫江入内見、「思召寄茂御座候ハ、
可被仰下候、口上書充所ハいつれへあて可申哉、判形印形
など仕差出可申哉之由申遣候へハ、口上書半切紙ニ相調、
月日之下嘉右衛門仮名計書付、判形印形ニ茂不及、あて處
無之而相濟候由申候付、其通調持參候て丈太夫江相渡候

一丈太夫追而罷出丹波守入披見候處、御」口上書ニて委細事わかり
候由申候、御自分様ニ丹波守申候者、寒氣之時分遠路御苦勞ニ存

候、可懸御目候へ共、差急御用調懸り候故其儀無御座候、御家老
中江之御返答を茂荒々仕候間、可然様御心得可被下候、御自分儀
勝手次第御国元御引取候様ニと被申候由ニ候事

但、丈太夫内意之様ニ申候ハ、此已後之打拂とかく唐船水
際打抜候様ニ」御心得肝要之由申候付、其段委細致承知候
由、及挨拶候事

御奉行所差出候口上書、左記之

口上覽

一先頃於小倉民部大輔役人共被召出被仰渡候趣、家老共委
細奉得其意候、其段蓋井嶋在番之者江段々入念申合指指
置」申候、然處此度之打方追拂一通之様被聞召上之由、
御尤至極奉存候、此段兼而被仰渡候通御座候へハ、唐船
緩水際等打抜、兎角船之痛ニ相成候様ニ随分方便を可仕
候通申合、彼嶋役人其心得ニ而罷居候、然者十一月十五
日、蓋井嶋も三四里冲唐船壹艘繫居、其日之天氣平波ニ
而御座候へ者、夜中迄繫船」仕候程茂難計、其上晚景ハ
風立可申様子旁ニ付、右打方之役人計ヒを以漁船ニ乗移
獵師ニ紛、唐船二三町程乗寄、式拾目・三拾目之抱筒、
五拾目・百目之大筒不意ニ打懸申候處ニ、唐船之横上棚
帆廻りニハ玉當候哉、唐人共別而周章候而、即時帆数を
揚追風ニ而御座候へハ、逃行候」間相茂次第ニ遠さかり
申ニ付、一里程之内者無透間押懸、玉数都合四五拾放茂
打候處ニ、唐船之鱸・菩薩棚江玉當り、勿論菩薩棚者以
之外打破申と相見候、打方之者情出、何とそ水際を目當
打抜、潮入唐船迷惑仕候様ニと存、色々働申候得共、洋

中之儀ニ御座候得者、波高潮行ニさへられ不任心、且當違候哉、右之上棚ニ打當り申候、蓋井嶋之儀者段々申盡候通、荒海ニ而平候ても波高、所詮能間相御座有兼申候、乍此上被仰渡候趣、弥奉得其意相心得罷居申候、此儀為可申上口上書を以差上之申候、以上」

十二月九日 中川嘉右衛門

十二月朔日、於江戸御用番戸田山城守様被召呼、粟屋与一右衛門罷出候處ニ、御用人相良甚五左衛門を以御尋候ハ、唐船打拂之儀者、先頃日下部丹波守殿を以被仰渡候趣有之候処、此度之御届前々之通ニ相見候、此段いかやう之儀候哉と御尋有之候

与一右衛門申候者、丹波守様被仰渡候趣も承知仕候由、其節国元申越候、夜ニ入打可申候處ニ、此度之儀者唐船蓋井嶋三四里近寄候處、風立可申趣ニ相見候、此所之儀波高洋中候ヘハ、風立候てハ打拂不相成候付残念存、日之内打方之者罷出候、左候處唐船ニ茂右之趣見及候哉、出帆之用意仕ニ付、存候様ニ打すくめ不申儀与相聞候由申候

右之趣山城守様被聞召、地方近ク漂来候とても、風立候ハ、其儘ニて差置、日本船唐船江付不申様ニ制、追而海上穩ニ罷成、日本船働相成候時分、夜中打すくめ可申儀、日之内ニ打候者増船仕打破候程ニ、稠敷打すくめ可申儀候處、丹波守殿被仰渡候趣ニ致相違、此分候てハ」上向相濟不申由被仰聞候

与一右衛門と申候者國元之儀ニ候得者、於此元民部大輔存儀ニて茂無之候得共、打方之者無調法仕候而者、於民部大輔茂別而氣毒存ニ而可有御座由挨拶仕候へ者、打方之御役人無調法、於民部大輔様茂御迷惑思召候由、被仰達候て可有之由、

甚五左衛門申ニ付」相應之挨拶仕罷帰候

一右甚五左衛門内意之趣茂有之、且又筒役船何艘前々罷差出候哉、唐船打すくめ候与申儀いか様ニ心得居候哉、書付差出候様、扱又丹波守殿於小倉被仰渡候書付、甚五左衛門為心得写見申度由ニ付、旁御書付被差出候、左記之」

此間申上候唐船打拂之儀、先頃於小倉日下部丹波守殿御書付御口上之趣、委細承知仕罷在候處、此度打拂之唐船例ハ近寄候付、夜中迄見合候而者風立可申様子故、打拂難成可有御座与日之中筒役之者罷出候處、其内風立候得共出船仕候故、不得止事打拂申候、右之通故」存候様打すくめ候儀不相成かと存候、其上日之中罷出候者船数を茂増可申處、兼而被仰出候趣与相違罷成、役人共不調法之段於私迷惑仕候、以上

十二月朔日 御名」

一筒役船之事、蓋井嶋邊唐船漂流打拂仕候節、前々五艘差出候一打すくめ候と申ハ、唐船ちかく乗寄船を茂打破、人損候ニ茂無用捨打すくめ申心得ニて可有御座与於爰元ハ相考申候

右之通御座候
右役人心得違御迷惑之由、尤役人之儀者御咎可被成由被仰出、且又御口上ニ而右之趣国元申越候上、於爰元申方茂可有御座候處、此儀者於小倉被仰渡得其旨、尤不審之廉を茂丹波守殿江承合之由ニ付、委細之心付茂無御座候へ共迷惑存候間、殿様被差控ニ而茂可有之哉、御内々思召寄被仰下候様ニと」
被仰入候處、御差控ニハ不及之由御即答有之候

一同二日之晚山城守様江被召呼、粟屋與一右衛門罷出候處、甚五左衛門を以被仰聞候ハ、唐船打拂之儀兼而被仰渡候趣与致相違、御

迷惑之由尤ニ候、今度ハ先其通之儀ニ候へ共、重々間違等有之候てハいかゝニ候間、向後者随分念を被人、丹波守書付を以申達候趣ニ相違無之様ニ御申付可被成候、就夫」御差控可被成哉之由、弥其儀ニ不及候、御家来之儀茂重ク御しかりニ茂不及候由被仰聞候

一同十一月廿二日、於同所打拂仕候処、是又前方同前之致方ニ付、丹波守殿被仰渡候趣致相違候付而、其段御用番井上河内守様江被仰達候、左記之

別紙申上候唐船打方之儀、役人共」最初も心得違罷居候故、又々兼而被仰付候趣ニ相違之儀仕候、此間御届仕候趣ニ付、右役人共相改、向後相違之儀不仕様ニ与重疊念を入、早速国元申遣候へ共、其段未相達日数ニ御座候、然共度々不調法之儀、別而於私迷惑奉存候、此段を以参上茂可申上候、以上」

十二月八日 御名

右之通御国元不相違間相ニ付、河内守様も各別御挨拶者無御座候事」

(船用語)

めうし(みょうし) ↓ みよし(水押) の変化した語。港板・船船
 首先端を構成する船の主要材。形状が構造によって、箱水押・一本水押・二枚水押・板水押などの区別があるが、近世の海船では、弁才造りに代表されるような水切りのよい一本水押が主用され、川船では二枚水押と箱水押が多く使われる。荷吉、子丑、根節、女子、女首、女姿、辰頭、龍首など多くの異称がある。

菩薩棚 中国船の船魂神をまつる場所。通常船尾のやぐら内にあ
 る。 『日本国語大辞典』より

今回、本学教授利岡俊昭氏にご教示をいただきました。この場をおかりして感謝申し上げます。

(なかむら むつみ)

『地域文化研究』第19号(二〇〇四・三)

長府博物館所蔵本「大内家壁書」について

利岡俊昭

小津安二郎監督作品「東京物語」と尾道という「場所」

荒木正見

〔第十九回 地域文化研究所大会 ①〕

金子みすゞの詩の世界―その原点をみつめて

嶋田靖代

〔第十九回 地域文化研究所大会 ②〕

さみしい詩人・金子みすゞ

木原豊美

嘉永式 芦辺浦 人別御改御廻札扣

中村睦美

下関市・忌宮神社蔵 連歌百韻懐紙 天保編 (二)

宮田 尚
 倉本 昭